



あけましておめでとうございます  
本年もどうぞよろしく

## 昨日、今日、明日

所長 長沼 隆夫



いつもお世話になります、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。  
さて、私が昨日今日意識し、考え、大切にしていること事、今年はやらなければ、若しくはやるべきだと思っ  
ていることを列挙させていただくと、次のような事です。参考にしてください。  
(お客様での経営についても同じことが言えると思いますのでご一読ください)

- (1) 目標を鮮明にし、シンプルな言葉で言い続け、社員に意識付けよう
- (2) 目標を設定し、結果の分析をする(対策、手当、戦略を立てる)
- (3) 客観的評価システムを思考し、奨励給、刺激給を設け徹底する
- (4) 社員に厳しさと緊張感を持たせる
- (5) 思考した経営戦略、改善策を躊躇せず速やかに実行する
- (6) 指示待ち社員に自ら考え行動するように徹底する
- (7) 売上確保、増加、得意先拡大の意識を持たせ、その意識が高い社員を評価し、営業センスのある社員になるよう指導、育成する

お客様の経営について思っていること

- (1) 資金繰りのため売上を確保することに夢中になるあまり、赤字を生む売上になっている
- (2) 達成可能な売上見込額にあった人員、設備に調整すべきだ
- (3) お客様ごとに営業戦略を立てるべきだ  
(売上見込、粗利基準、訪問頻度、目的を考え効率の良い営業をすべきだ)
- (4) 商品分野、仕入先を分析し、戦略を立てるべきだ  
(売上見込、粗利基準について)
- (5) 売上値引による利益減少をカバーするためには多額の売上を必要とする  
(値引きには慎重な対応を)
- (6) 経費ごとに変動費と固定費の違いを認識し、売上、営業戦略を立てよう
- (7) 変動する売上に見合った経費、固定社員、下請政策を考えよう  
(社内独立、歩合給、出来高給、契約社員への切り替え)
- (8) 売上高、得意先ごと、現場ごと、一月ごと、一日ごとのコスト意識を高めよう
- (9) 現場意識の徹底を  
(作業現場、社員ごとのチェックをし、指導、育成、対策、手当をしよう)

## 上場株式等に係る譲渡所得等の改正

H14年末で源泉分離課税が廃止されたことにより、  
H15年以降に上場株式等を売却した場合には、申告が  
必要(申告分離...給与所得等とは別に計算)となりました。

- (1) 税率  
譲渡益×10%(所得税7%・住民税3%) ... H15年1/1～H19年12/31
- (2) 取得費の特例  
H15年1/1～H22年12/31の間に、上場株式等(H13年9/30以前に取得したもの)を譲渡した場合の取得費は「H13年10/1の公表最終価格の80%相当額」とすることができます
- (3) 譲渡損失の繰越控除  
H15年以後に上場株式等を譲渡した損失で、その年の株式の譲渡益と相殺しきれなかった損失については、翌年以後3年間に損失を繰越して、各年の株式等の譲渡所得から控除することができます  
特定口座内上場株式等については、確定申告が必要となりますので、注意してください
- (4) 緊急投資優遇措置  
H13年11/30～H14年12/31の間に取得した上場株式等を、H17年1/1日～H19年12/31日の間に証券会社を通じて譲渡した場合等には、取得対価の合計額1,000万円までについて所得税・住民税が非課税とされます
- (5) 長期所有上場特定株式等を譲渡した場合の100万円特別控除の廃止



(吉本)

## セミナーのご案内

当事務所では、下記のセミナーを実施しております。  
お知り合いの方もご参加いただけますので、お誘いあ  
わせの上お越しください。(要予約)

- (1) 消費税の改正セミナー  
H16年2/12(木)13:00～15:00  
・新たに課税事業者となる方のために  
・総額表示、簡易課税の縮小への対応
- (2) 会計ソフト導入セミナー  
・「弥生会計」.....原則として毎月第2水曜日  
・「IBEX出納帳」... " 毎月第1水曜日  
(山谷)

## 商法改正

商法ではすべての株式会社に決算公告を義務付けて  
います。しかし、株式公開等していない非上場会社  
においては、いままでほとんどの会社が決算公告を行  
っていません。従前は官報もしくは日刊新聞紙しか公  
告することが認められませんでした。平成13年商法改  
正により、ホームページでの決算公告が認められまし  
た。ホームページでの決算公告を行うためには、取締  
役会決議が必要となりますが、定款の変更は必要あり  
ません。ただし、ホームページアドレスを登記する必  
要があります。

監査役の任期については、従来は3年でしたが1年  
延長されました。なおこの規定については、平成15年  
3月期に係る定時株主総会で新たに選任される監査役  
から、任期は4年となります。

(中橋)

## 医療費控除

医療費控除の内容、ポイントについて...

- ・平成15年分の確定申告では、1/1～12/31までに実  
際に支払った金額が対象になります
- ・控除金額は、原則として支払金額から10万円を差  
引いた金額となります
- ・最高限度額は200万円  
(還付金額ではなく、あくまでも控除金額です)
- ・領収書は原本を確定申告書に添付しなければなり  
ません
- ・通院や入院時の交通費も控除の対象となります
- ・還付申告書は、所得税が納め過ぎになっている年  
の翌年2/15以前でも提出が可能です
- ・過去の年分の還付申告は提出できる日から5年間  
可能です

(橘)

## 編集後記

平成15年は、戦争・大停電・熱波・  
大規模火災・大洪水など世界的に多く  
の事柄がありました。その点、日本  
(特に関西)では18年ぶりの阪神タイガースの優勝と、  
かなり平和なニュースに湧き上がりました。

世界第二位の経済大国である日本まだまだやれるは  
ずです。ちょっとした工夫と知恵の集まりが利益に繋が  
ります。平成16年もよろしくおねがいします。



(長沼隆夫)